

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の新旧対照表

○改正（令和5年変更）	●現行（平成3年策定）
<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>1 本県農業の概況と農業構造</p> <p>（1）本県農業の概況 （省略）</p> <p>（2） 農業構造の実態 本県の農業構造は、<u>令和2年の個人経営体数は17,500経営体</u>で、ここ10年間で<u>約30%減少</u>している。認定農業者は<u>令和3年度末には5,228経営体</u>となっている。基幹的農業従事者の年齢構成変化については全国と同様の傾向であり、65歳以上の基幹的農業従事者が全体に占める割合は、<u>平成27年の57%から令和2年には62%と高齢化が進んでいる。</u></p>	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する方針</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>1 本県農業の概況と農業構造</p> <p>（1）本県農業の概況 長崎県は、九州の西北部に位置し、東西213km、南北307kmに及び県域で九州本土に匹敵する広がりを持ち、かつ多くの離島・半島を有し、海岸線の延長は4,183kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さがあり、島しょ面積は県土の44.2%を占める。地形は、平坦地に乏しく、山地、台地、丘陵地が大部分を占め、離島振興法、特定農山村法等地域振興立法5法の指定地域を含む市町村は、21市町中17市町を数え、県下の大半が中山間地域となっている。 気候は、西南暖地の温暖な気候であるが、気温、日照、降雨量などの地域格差は大きく、また、台風、豪雨、長雨及び干ばつ等の気象災害を受けやすい地理的・地形的条件にある。土壌は、地形、地質が複雑なために、多種多様な母材、土色、土性等で構成され非常に種類が多い。 農業は、これらの地域特性を生かして多彩な経営が展開され、品目別・地域別に、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化により農業所得の向上を目指す「産地計画」の達成に向けて、関係団体等と一体となって取り組んできた結果、本県の農業産出額は増加傾向にある。</p> <p>（2） 農業構造の実態 本県の農業構造は、<u>平成27年の販売農家戸数は21,304戸</u>で、ここ10年間で<u>約25%減少</u>している。<u>同様に主業農家数は6,620戸で、約27%減少している。</u>認定農業者は<u>平成27年度末には5,820経営体</u>となっている。基幹的農業従事者の年齢構成変化は全国と同様の傾向であり、65歳以上の基幹的農業従事者が全体に占める割合は、<u>平成12年の46%から平成27年には57%と高齢化が</u></p>

また、令和3年の耕地率は 11.1%で耕地面積 45,900haのうち、畑面積は 24,900haと耕地の54%を占めている。また、耕地利用率は95.4%と、全国の91.4%と比較して高くなっている。傾斜度別の耕地（農振農用地）は、水田1/20以上48%、畑15度以上9%と急傾斜の比率が全国（水田1/20以上14%、畑15度以上4%）と比較して著しく高く、小規模団地が多く形成されている。このことから、農地の整備率は、令和3年で水田62%、普通畑24%と低い状況である。

2 本県農業の振興方向

農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、令和12年には経営耕地面積の82%を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う農業構造を目指すことが重要である。

このため、本県農林業・農山村の目指すべき姿と施策の方向性を示した「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」（令和2年12月策定）に基づき、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで、快適で儲かる、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す。

特に、スマート農業の導入や生産基盤整備の加速化等により、生産性の高い産地の育成と農業所得の向上を図り「産地ぐるみ」で若者を留める、呼び込む、呼び戻す流れを強化するなど、担い手の確保・育成に努める。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化、担い手となるべき農業経営の育成のための環境整備、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

さらに、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営以外にも地域農業の維持発展のために、地域の実情に応じて、地域の農業を担う人材を幅広く確保・育成する。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の育成

（省略）

進展している。

また、令和元年の耕地率は 11.2%で耕地面積は 46,300haの中、畑面積は 25,100haと耕地の54%を占めており、耕地利用率は97.2%と全国と比較しても高くなっている。傾斜度別の耕地（農振農用地）は、水田1/20以上48%、畑15度以上9%と急傾斜の比率が全国（水田1/20以上14%、畑15度以上4%）と比較して著しく高く、小規模団地が多く形成されている。このことから、農地の整備率は、令和元年で水田58%、畑27%と低い状況である。

2 本県農業の振興方向

農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、令和12年には経営耕地面積の82%を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う農業構造を目指すことが重要である。

このため、本県農林業・農山村の目指すべき姿と施策の方向性を示した「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」（令和2年12月策定）に基づき、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す。

特に、スマート農業の導入や生産基盤整備の加速化等により、生産性の高い産地の育成と農業所得の向上を図り産地ぐるみで若者を留める、呼び込む、呼び戻す流れを強化するなど、担い手の確保・育成に努める。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化、担い手となるべき農業経営の育成のための環境整備、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

また、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営以外にも地域農業の維持発展のために、地域の実情に即した多様な担い手を育成する。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の育成

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、おおむね第1表に掲げるとおりとし、現に実現している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において他産

業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

第 1 表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	主たる従事者一人あたり年間労働時間
主たる従事者 1 人あたり 400 万円 (1 経営体あたり 600 万円)	2, 000 時間

注) 市町において、年間農業所得及び年間労働時間目標について地域実態を踏まえた設定ができるものとする。

また、今後、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業者が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域における話し合い活動による合意形成を基本に、農地中間管理事業等を実施しつつ、農地の流動化及び農作業の受委託を進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

長崎県の平成 23 年度から平成 27 年度の新規自営就農者は、年平均 172 名で横ばい傾向であったが、平成 30 年度は 232 名、令和元年度は 210 名、令和 2 年度は 266 名、令和 3 年度は 287 名と近年は増加傾向にある。こうした中、「第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標である認定農業者 5,500 経営体を維持し、本県農業の持続的な発展に向け、年間 313 人の新規自営就農者の確保を目標とするとともに、農業法人等への新規雇用就業者の確保にも努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

長崎県の平成 23 年度から平成 27 年度の新規自営就農者は、年平均 172 名で横ばい傾向であったが、平成 29 年度は 243 名、平成 30 年度は 232 名、令和元年度は 210 名と増加に転じている。こうした中、「第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標である認定農業者 5,500 経営体を維持し、本県農業の持続的な発展に向け、年間 313 人の新規自営就農者を確保することを目標とし、併せて、農業法人等への新規雇用就業者の確保にも努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の優良な農業経営の事例を踏まえながら、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2, 000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の 1 経営体あたり年間農業所得の 5 割以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農相談会における就農情報の発信、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のための農業研修など長崎県新規就農相談センターや地域の研修機関等の活動内容の強化及び県農業大学校の教育内容の充実・強化を図る。また、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農業者との連携を強化するとともに、就農希望者を受入れ、育てる産地や農業法人等を登録し、受入態勢を整備する。

また、園芸作物や畜産部門を中心に、雇用就農の受け皿となり得る、雇用型経営体の育成を積極的に推進する。

(3) 地域の実情に応じたその他農業を担う者の確保・育成

高齢化・人口減少が本格化する中、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、上記（1）及び（2）に掲げた農業経営体に加え、兼業農家やマルチワークの一つとして農業を選択する者など農業生産に関わる様々な人材について農業を担う者として位置づけ、確保・育成を図る。

本県の優良な農業経営の事例を踏まえながら、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2, 000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の 1 経営体あたり年間農業所得の 5 割以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農相談会における就農情報の発信、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のための農業研修など長崎県新規就農相談センターの活動内容の強化及び県農業大学校の教育内容の充実・強化を図る。また、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家との連携を強化するとともに、就農希望者を受入れ、育てる産地や農業法人等を登録し、受入態勢を整備する。

また、園芸作物や畜産部門を中心に、雇用就農の受け皿となり得る、雇用型経営体の育成を積極的に推進する。

(3) 地域の実情に応じた多様な担い手の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織

市町、農業協同組合等が参画した担い手公社や機械の共同利用、農作業受託を行う集落営農組織等については、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、その組織化及び育成を図る。

イ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織及び地域の合意に基づく集落営農組織として育成するために、地域のリーダーとなる人材の掘り起こしを進める。経営能力向上支援による経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては農地管理の面において重要な役割を担うことが期待されるため、組織自体の協業経営化・法人化への育成を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

(省略)

第2表 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

(省略)

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に長崎県で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型については、第2表のとおりとする。

なお、営農類型は品目や作型等の組み合わせによって多岐にわたることから、第1表に示した目標を達成しうる営農類型の基本的指標は、長崎県農林業基準技術(平成31年2月策定)に基づくものとする。

第2表 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式【個別経営体】

(1) 普通作物

営農類型	経営規模 (ha)	生産方式	
			資本装備
個別経営 I (水稻+麦類+大豆) 家族労働力2人	経営面積 10ha 水稻 4ha 麦類 10ha 大豆 6ha	1. 基盤整備地区における個別経営 2. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 防除は委託 4. 大豆の収穫は委託 5. 共同乾燥施設利用	トラクター(31ps)、サブソイラー、ロータリー、代かきハロー、ブロードキャスト、中耕ロータ、麦踏施肥機、施肥播種機、育苗用播種機、田植機(5条)、自脱型コンバイン(3条刈)、トラック(2t)、溝堀機

(2) 野菜

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	
			資本装備

	露地野菜専業経営Ⅰ (ばれいしょ+にんじん) 家族労働力 3人	経営面積 400a ばれいしょ早掘りマルチ 200a ばれいしょ春作マルチ 200a 冬にんじん 200a	1. 大規模農地での大規模栽培 2. 機械化 3. 無人ヘリ防除(外部委託) 4. アイマサリ(早掘り)・ニシユタカ(春普通)等の利用で、目標収量を早掘り3t/10a、春作3.4t/10aを目指す 5. 冬にんじん圃場は、ばれいしょ春作マルチとの輪作体系 6. 冬にんじんの収穫は1/2の圃場で委託収穫を想定	ビニールハウス(浴光処理用100㎡)、トラクター(30ps)、管理機、動力噴霧機、トラック(1.25t)、運搬車、堆肥散布機、土壤消毒機(2条)、植付機(ばれいしょ歩行型・施肥ホッパー付)、マルチャー(ばれいしょ自走式・歩行型)、掘取機(ばれいしょ歩行型)、莖葉処理機(ばれいしょ)、播種機(にんじん歩行2条)、収穫機(にんじんソリ式)、ピッカー(ばれいしょ)
	露地野菜専業経営Ⅱ (はくさい+にんじん+だいこん) 家族労働力 3人	経営面積 350a 春はくさい 50a 冬にんじん 200a 春にんじん 100a 秋冬だいこん 50a 春だいこん 100a	1. 春はくさい、春にんじん、春だいこんはトンネル栽培 2. 春はくさいは、購入苗利用 3. にんじんの収穫は一部委託作業	トラクター(30ps)、管理機、動力噴霧機、トラック(1.25t)、運搬車、堆肥散布機、土壤消毒機(2条)、畦立マルチシーダー、播種機(にんじん歩行2条)、収穫機(にんじんソリ式・3戸共同)

	<p>露地野菜専業経営Ⅲ (ばれいしよ専作)</p> <p>家族労働力 3人</p>	<p>経営面積 530a</p> <p>ばれいしよトンネル 30a</p> <p>ばれいしよ早掘りマルチ 250a</p> <p>ばれいしよ春作マルチ 250a</p> <p>ばれいしよ秋作 250a</p>	<p>1. 大規模農地での大規模栽培</p> <p>2. 機械化</p> <p>3. 無人ヘリ防除(外部委託)</p> <p>4. アイマサリ(早掘り)・ニシユタカ(春普通)・さんじゅう丸の利用で、目標収量を早掘り 3t/10a、春作 3.4t/10a、秋作 2.5t/10a 以上を目指す</p>	<p>ビニールハウス(浴光処理用 100㎡)、トラクター(30ps)、管理機、動力噴霧機、トラック(1.25t)、運搬車、堆肥散布機(3戸共同)、土壤消毒機(2条)、植付機(ばれいしよ歩行型・施肥ホッパー付)、マルチャー(ばれいしよ自走式・歩行型)、掘取機(ばれいしよ歩行型)、莖葉処理機(ばれいしよ)、ピッカー(ばれいしよ)</p>
	<p>露地野菜専業経営Ⅳ (ばれいしよ+レタス)</p> <p>家族労働力 3.5人</p>	<p>経営面積 680a</p> <p>ばれいしよ春作マルチ 80a</p> <p>レタス年内どり 200a</p> <p>レタス年明けどり 400a</p>	<p>1. ばれいしよ機械化、無人ヘリ防除(外部委託)で省力化を図りながら、ニシユタカ(春普通)・さんじゅう丸の利用で、目標収量を春作 3.4t/10a 以上を目指す</p> <p>2. レタス半自動定植機を利用し、省力化を図る</p>	<p>ビニールハウス(浴光処理用 100㎡)、育苗ハウス(レタス 100㎡)、トラクター(30ps)、管理機、動力噴霧機、トラック(1.5t)、運搬車、堆肥散布機、土壤消毒機、植付機(ばれいしよ歩行型)、マルチャー(ばれいしよ自走式・歩行型)、掘取機(ばれいしよ歩行型)、莖葉処理機(ばれいしよ)、半自動定植機(レタス)、ピッカー(ばれいしよ)</p>

	<p>露地野菜専業経営Ⅴ (ブロッコリー)</p> <p>家族労働力 3人</p>	<p>経営面積 500a</p> <p>秋作ブロッコリー 200a 冬作ブロッコリー 200a 春作ブロッコリー 100a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移植機利用による省力化 2. 作型分散、各作型に適した品種選定 3. 根こぶ病の対策の徹底 4. 灌漑設備利用による活着促進 5. 共同選果利用による省力化 6. 発泡氷詰め出荷による品質保持 	<p>予冷库、スプリンクラー、育苗ハウス(50㎡)、トラクター(30ps)、動力噴霧機、管理機、軽トラック、移植機(歩行型半自動)、肥料散布機(トラクタ装着式)</p>
	<p>施設野菜専業経営Ⅰ (いちご)</p> <p>家族労働力 3.5人</p>	<p>経営面積 30a</p> <p>いちご株冷 20a いちご普通 10a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品種「ゆめのか」 2. 高設栽培による身体負担軽減 3. 株冷処理による早期出荷と普通ポットを組合わせた作型分散により収穫・出荷に係る労力の分散 4. 環境制御技術導入による単収向上 	<p>連棟標準型 AP ハウス(3000㎡)、高設栽培施設、高設育苗施設、重油タンク、電照施設、予冷库、軽トラック、動力噴霧機、高設用耕耘機、加温機、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、統合環境制御装置、炭酸ガス局所施用装置</p>

	<p>施設野菜専業経営Ⅱ (トマト促成)</p> <p>家族労働力 3人</p>	<p>経営面積 50a</p> <p>トマト促成 40a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 接ぎ木セル苗購入による2次育苗 2. UVカットフィルム・防虫ネット使用 3. 交配はマルハナバチ利用 4. 共同選果施設利用 5. 炭酸ガス局所施用 6. 統合環境制御 	<p>長崎県型低コスト耐候性ハウス(4000㎡)、育苗用ハウス(1000㎡)、重油タンク、トラクター(20ps)、管理機、動力噴霧機、軽トラック、加温機、循環扇、炭酸ガス発生装置、自動換気装置、自動カーテン資材(2層自動制御)、細霧システム(自動制御)、統合環境制御装置、局所施用装置</p>
	<p>施設野菜専業経営Ⅲ (きゅうり)</p> <p>家族労働力 3人</p>	<p>経営面積 30a</p> <p>きゅうり促成 30a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハウス促成栽培 2. 収穫は6月末までの長期取り 3. 環境制御技術導入による単収向上 	<p>連棟補強Ⅱ型SRHハウス(3000㎡)、かん水施設、育苗ハウス(200㎡)、重油タンク、防虫ネット、二重カーテン、軽トラック、トラクター(20PS)、動力噴霧機、管理機、加温機、統合環境制御装、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、炭酸ガス局所施用装置</p>

	施設野菜専業経営Ⅳ (アスパラガス) 家族労働力 2人	経営面積 50a アスパラガス 50a	1. UVカットフィルム・防虫ネット・フェロモントラップなど耕種的防除対策により、環境保全型農業に努める 2. 共同選果施設利用	AP単棟ハウス(5000㎡)、管理機、軽トラック、自走式動力噴霧機(ラジコン動噴)、黄色灯				
	施設野菜専業経営Ⅴ (ミニトマト) 家族労働力 3人	経営面積 40a ミニトマト促成 40a	1. 接ぎ木セル苗購入 2. UVカットフィルム・防虫ネット使用 3. 交配はマルハナバチ利用 4. 共同選果 5. 炭酸ガス局所施用 6. 統合環境制御	長崎県型低コスト耐候性ハウス4000㎡)、重油タンク、トラクター(20ps)、管理機、動力噴霧機、軽トラック、加温機、循環扇、炭酸ガス発生装置、自動換気装置、自動カーテン資材(2層自動制御)、細霧システム(自動制御)、統合環境制御装置、局所施用装置				
(3) 花き								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">営農類型</td> <td style="width: 25%;">経営規模 (a)</td> <td style="width: 40%;">生産方式</td> <td style="width: 20%;">資本装備</td> </tr> </table>					営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備					

	<p>輪ぎく専 業経営</p> <p>家族労働 力3人</p>	<p>経営面積 60a</p> <p>秋ぎく 11・3月 出荷型(2度切り) 10a</p> <p>秋ぎく 12・4月 出荷型(2度切り) 10a</p> <p>秋ぎく 1・5月出 荷型(2度切り) 10a</p> <p>秋ぎく 2月出荷 型 10a</p> <p>秋ぎく 3月出荷 型 10a</p> <p>秋ぎく 10月出 荷型 10a</p> <p>秋ぎく 11月出 荷型 10a</p> <p>秋ぎく 12月出 荷型(短茎多収) 10a</p> <p>夏秋ぎく 6月出 荷型 10a</p> <p>夏秋ぎく 7月出 荷型 10a</p> <p>夏秋ぎく 8月出 荷型 10a</p> <p>夏秋ぎく 8月出 荷型(短茎多収) 10a</p> <p>秋ぎく 9月出荷 型(シェード) 10a</p>	<p>1. 施設面積 60a のキク 専業</p> <p>2. 秋ぎくは「神馬」、 夏秋ぎくは「精の一世」</p> <p>3. 加温は暖房機とヒー トポンプを併用</p> <p>4. 省力機器として自走 式防除機、灌水同時施肥 システム、防虫ネット、 自動選花結束機を導入。</p> <p>5. 定植は、全ての作型 で直挿しを導入</p> <p>6. 秋ぎく 12月出荷と 夏秋ぎく 8月出荷作型に 短茎多収栽培を導入。</p> <p>7. 11月～翌5月出荷 作型は環境制御栽培を導 入</p> <p>8. 電照栽培としてLED を使用</p> <p>9. 秋ぎく 9月出荷作型 (シェード「精の一世」) では、ヒートポンプ使用 による夜冷栽培を導入</p>	<p>低コスト耐候性ハウス (3000㎡)、連棟補強 Ⅱ型(SRH)ハウス (3000㎡)、育苗用ハ ウス(500㎡)、トラク ター(15ps)、土壤消毒 機(歩行型)、耕耘機、管 理機、動力噴霧機、軽 ワゴン、軽トラック、 温風暖房機、冷蔵庫、 自動選花結束機、灌水 装置、自走式防除機、 ヒートポンプ、循環扇、 防虫ネット、電照設備 (LED)、環境制御装置、 炭酸ガス発生装置、局 所施用装置</p>
--	-----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>カーネーション+ガーベラ経営</p> <p>家族労働力3人</p>	<p>経営面積 50a</p> <p>カーネーション周年栽培 40a</p> <p>ガーベラ周年栽培 10a</p>	<p>1. カーネーション周年栽培は、低コスト耐候性ハウス(屋根型)20a 隔離ベンチ、低コスト耐候性ハウス(アーチ型)20a ベッド栽培、連棟補強Ⅱ型 10a ベッド栽培</p> <p>2. ガーベラは、低コスト耐候性ハウス(アーチ型)10a 土耕栽培</p> <p>3. 多層カーテンと循環扇による暖房経費削減、共同購入苗利用</p> <p>4. ガーベラは3年据え置き栽培、暖房は暖房機とヒートポンプを使用</p> <p>5. 共選共販売により、京阪神市場へ出荷</p>	<p>低コスト耐候性ハウス(屋根型 2000 m²)、低コスト耐候性ハウス(アーチ型 2000 m²)、連棟補強Ⅱ型(1000 m²)、軽トラック、軽ワゴン、耕耘機、管理機、土壌消毒機(歩行型)、動力噴霧機、冷蔵庫、温風暖房機、統合環境制御機器、炭酸ガス発生装置、局所施用機、温風暖房機(ガーベラ)、ヒートポンプ(ガーベラ)、選花機、結束機、養液土耕システム、循環扇</p>
	<p>ばら専業経営</p> <p>家族労働力3人</p>	<p>経営面積 50a</p> <p>土耕栽培(2年目以降) 10a</p> <p>少量土壌培地耕(改植年) 10a</p> <p>少量土壌培地耕(2年目以降) 30a</p>	<p>1. 土耕栽培 10a、少量土壌培地耕 40a、計 50a 経営</p> <p>2. 少量土壌培地耕はプランターによる養液栽培</p> <p>3. 多層カーテンと循環扇による暖房経費削減、暖房は暖房機とヒートポンプを使用</p> <p>4. 夏季にヒートポンプで夜冷し、出荷する</p>	<p>低コスト耐候性ハウス(4000 m²)、連棟補強Ⅱ型(SRH)ハウス(1000 m²)、少量土壌培地耕用ベンチ(4000 m²)、軽トラック、軽ワゴン、動力噴霧機、冷蔵庫、温風暖房機、ヒートポンプ、灌水装置、自走式防除機、循扇、環境制御装置、炭酸ガス発生装置、ドライミスト、局所施用設備、パット&ファン</p>

	<p>トルコギキョウ経営</p> <p>家族労働力2人</p>	<p>経営面積 50a</p> <p>トルコギキョウ 11月+5月出荷 10a</p> <p>トルコギキョウ 12月+5月出荷 10a</p> <p>トルコギキョウ 1月+4~5月出荷 10a</p> <p>トルコギキョウ 2月出荷 10a</p> <p>トルコギキョウ 3~4月出荷 10a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低コスト耐候性ハウスで11月+5月出荷、12+5~6月出荷、1月+5~6月出荷、連棟補強Ⅱ型(SRH)で2月、3~4月出荷 2. 全圃場統合環境制御、炭酸ガス局所施用実施 3. 全作で自家育苗苗利用 4. 京阪神市場へ出荷 	<p>低コスト耐候性ハウス(アーチ型 3000㎡)、連棟補強Ⅱ型(SRH2000㎡)、育苗ハウス(200㎡)、トラクター(15ps)、管理機、動力噴霧機、温風暖房機、軽トラック、冷蔵庫、養液土耕システム、育苗用ヒートポンプ、ヒートポンプ、統合環境制御機器、炭酸ガス発生装置、局所施用機、循環扇、電照設備(白熱球)、頭上灌水、防虫ネット</p>
--	---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 果樹

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	
			資本装備
かんきつ 専業経営 I (露地、SS 防除体系) 家族労働 力2.5人	経営面積 300a 極早生温州SS 防除 20a 早生温州SS 防除 120a させぼ温州SS 防除 60a 普通・高糖度系 温州SS防除 70a 不知火等SS 防除 30a	1. 露地みかんと中晩柑 を組み合わせたかんきつ 専業経営 2. 普通温州は高糖度系 温州を主体とし、ヒリュ ウ台苗木を導入 3. 園内道を一体的に取り 付け、スピードスプレ ーヤ(SS)を導入 4. マルチ巻上げ装置の 導入による被覆面積の拡 大と作業の省力化 5. コンテナダンパーに よる選果作業の省力化 6. ウッドチップパーによ るせん定枝搬出作業の省 力化	スピードスプレーヤ、 トラック(2t)、軽トラ ック、小型運搬車、動 力噴霧機、ウッドチッ パー、刈払機、選果機 (ドラム式、ローラコン ベア・コンテナダンパ ー・ボックス付)、昇降 機

	<p>かんきつ 専業経営 Ⅱ (露地、動 噴防除体 系)</p> <p>家族労働 力2人</p>	<p>経営面積 200a</p> <p>極早生温州動 噴防除 20a 早生温州動噴 防除 80a させぼ温州動 噴防除 30a 普通・高糖度系 温州動噴防除 40a 不知火等動噴 防除 30a</p>	<p>1. 露地みかんと中晩柑 を組み合わせたかんきつ 専業経営</p> <p>2. 普通温州は高糖度系 温州を主体とし、ヒリュ ウ台苗木を導入</p> <p>3. 園内道を一体的に取 り付け、運搬車を利用</p> <p>4. 動力噴霧機による防 除体系</p> <p>5. ウッドチップパーによ るせん定枝搬出作業の省 力化</p>	<p>トラック(1.5 t)、軽ト ラック、小型運搬車、 動力噴霧機、ウッドチ ッパー、刈払機、選果 機(ドラム式、5連自 動選果)、リフト(バッテ リミニリフト)</p>
--	--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>かんきつ 専業経営 Ⅲ (ハウス、 動噴防除 体系)</p> <p>家族労働 力2.5人</p>	<p>経営面積 100a</p> <p>ハウスみかん (6月出荷型) 20a</p> <p>ハウスみかん (グリーン) 20a</p> <p>ハウスみかん (無加温越冬 完熟) 10a</p> <p>不知火(加温) 20a</p> <p>不知火(無加 温) 10a</p> <p>せとか(加温) 20a</p>	<p>1. ハウスみかんとハウス中晩柑を組み合わせたかんきつ専業経営</p> <p>2. 6月出荷型は、ヒートポンプ導入による組み合わせで動力光熱費を抑制。環境制御技術を導入した炭酸ガス施用による収量増加、品質向上</p> <p>3. グリーンハウス作型は、需要期である8月出荷型</p> <p>4. 無加温越冬完熟栽培は、夏期にマルチ被覆、秋期以降に天井ビニール被覆</p> <p>5. 加温不知火は1月下旬に加温し、後期肥大及び寒害防止のため10月下旬に再被覆して12月に出荷</p> <p>6. 加温せとかは2月下旬に加温し、後期肥大及び寒害防止のため10月下旬に再被覆して2月に出荷</p>	<p>連棟標準型 AP ハウス (6月出荷用 2000 m²)、暖房機、換気扇、ヒートポンプ、炭酸ガス発生装置、モニタリング装置、連棟標準型 AP ハウス(グリーン用 2000 m²)、暖房機、換気扇、連棟標準型 AP ハウス(無加温用、4000 m²)、暖房機、換気扇、貯蔵庫、トラック(1.5 t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、刈払機、選果機(ドラム式、5連自動選果)、リフト(バッテリーミニリフト)</p>
	<p>びわ複合 経営 (びわ主 体、露地動 噴防除体 系)</p> <p>家族労働 力2.5人</p>	<p>経営面積 200a</p> <p>ハウスびわ一 般出荷型 30a</p> <p>簡易ハウスび わ「なつたよ り」 10a</p> <p>露地びわ「なつ</p>	<p>1. ハウスびわと露地びわに、露地かんきつを組み合わせた果樹専業経営</p> <p>2. ハウスびわの品種は「長崎早生」、簡易ハウスは「なつたより」、露地栽培は「なつたより」と「茂木」主体</p>	<p>連棟標準型 AP ハウス(加温用 3000 m²)、暖房機、換気扇、簡易ハウス(1,000 m²)、貯蔵庫、トラック(1.5 t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、刈払機、選果機(ドラム式)、リフト(バッテリーミニリフト)、びわ選別</p>

	たより」 30a 露地びわ 30a 早生温州動噴 防除 60a 不知火等動噴 防除 40a		機（重量式）
--	-----------------------------------------------------------------	--	--------

(5) 工芸作物

営農類型	経営規模（a）	生産方式	資本装備
葉たばこ 専業経営 （第1黄色種） 家族労働 力 3人	経営面積 250a 葉たばこ（第1 黄色種） 250a	1. 品種は第一黄色種（コ ーカ-319）とする 2. 播種及び前期育苗は 委託とする 3. 乾燥は、エコ乾燥機 を用い、50%を委託（共 同乾燥施設）とする	育苗ハウス、乾燥上屋 及び作業舎(150㎡)、 納屋(貯蔵室 30㎡)、乾 燥室・エコ乾燥機(乾燥 式 25㎡、3台を2戸 で共同利用)、トラクタ ー(30ps)、ディスクプ ラウ、成畦被覆機、管 理機、土壌消毒機、高 架型作業機(AP-1)、防 除機、残幹処理機 (AP-1 対応、けん引 式、3戸共同)、簡易リ フター(2戸共同)、梱包 機、堆肥散布機、トラ ック(2t)

	<p>茶専業（乗用型）</p> <p>家族労働力 2.5 人</p>	<p>経営面積 650a</p> <p>生葉生産 650a</p> <p>荒茶生産 650a</p> <p>受託加工（生葉） 150a</p>	<p>1. 被覆栽培による蒸し製玉緑茶を生産する茶専業経営体</p> <p>2. 品種は早生「さえみどり」等を 4 割、「やぶきた」5 割、晩生「おくゆたか」等 1 割、うち 50a は改植による幼木茶園</p> <p>3. 目標収量は、標準技術で達成可能な収量とし、「やぶきた」成園の 10a 当たり生産量で一番茶 550kg、二番茶 400kg、三番茶 250kg とする</p> <p>4. 防霜ファンは、茶園の 80% に設置する</p> <p>5. 製茶加工は、90K 型 2 ライン(4-3-4-3)による生産と、150a 分の生葉の受託加工</p>	<p>防霜ファン 520a、製茶工場(600 m²)、製茶機(90K2.0 ライン)、乗用型摘採機、乗用型管理複合機(サブソイラー・堆肥散布含む、4 戸共同)、乗用型防除機、管理機(浅耕機)、自走式肥料散布機、自走式両面裾刈機、トラック(2t)</p>
	<p>茶協業（乗用型）</p> <p>家族労働力 4 人</p>	<p>経営面積 1,800a(成園) + 200a(改植による幼木園)</p> <p>生葉(荒茶)生産 1,800a</p> <p>受託加工（生葉） 600a</p> <p>幼木園育成 200a</p>	<p>1. 専業農家 4 戸が経営を共同化し、被覆栽培による蒸し製玉緑茶を生産する茶協業経営</p> <p>2. 製茶工場を親切、農機具を新たに整備</p> <p>3. 各自の茶園を継続管理し、うち 1 割については、基盤整備を伴う改植。</p> <p>4. 品種は早生品種「さえみどり」等を 3 割(う</p>	<p>防霜ファン(1600a)、製茶工場(1400 m²)、製茶機(120K1.5 ライン)、乗用型摘採機(浅刈、刈捨装置あり)2 台、乗用型防除機 2 台、乗用型管理複合機(サブソイラー・施肥・堆肥散布・中耕装置) 2 台、自走式両面裾刈機、乗用機械運搬車(2 t スラ</p>

		ち1割を改植)、「やぶきた」5割、晩生品種「おくゆたか」等2割とし、蒸し製玉緑茶を生産する 5. 目標収量は、「やぶきた」成園で、一番茶550kg/10a、二番茶400kg/10a、三番茶250kg/10aとする。 6. 防霜ファンは、茶園の80%に設置 6. 製茶加工は、120K型1.5ライン (3-2-3-2)2系列による生産と、600a分の一番茶生葉の受託加工	イダー)2台、トラック(2t)2台
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

(6) 畜産

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
酪農専業 (フリーストール牛舎) 家族労働力2.5人	経産牛 120頭 飼料畑 650a	1. 飼育方式は、群飼(フリーストール、フリーバーン) 2. 搾乳ロボットの導入(50%) 3. TMR、PMRの給与 4. 牛群検定の実施と活用 5. ET 和牛子牛生産の導入(受精卵移植) 6. 雌雄判別精液の利用 7. 哺乳ロボットの導入 8. 後継牛は、自家保留(育成牧場利用) 9. 汚水は浄化処理	フリーストール牛舎(1,260㎡)、待機場、搾乳室、機械室、生乳処理室、飼料調製室、管理室、分娩室、育成牛舎(140㎡)、乾草庫、堆肥舎(開放攪拌型通風)、汚水処理施設、ミルクングパーラー(6頭ダブルパラレル)、搾乳ロボット(ユニット型)、バルククーラー(4t)、温水器、TMR調製機(自走式)、カーフハッチ、哺乳口

			10. 雇用導入あり(1名)	ボット、送風機、ショベルローダー、ふん尿処理機械、トラック(2t)、動力噴霧機(以下 コントラクター利用の場合は不要) トラクター(60・48ps)、ロータリー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、プランター、ブームスプレイヤー、ロータリーモア、テグダーレーキ、カッティングロールペラー、バールラッパー、バールグリッパー、コーンハーベスタ、ピックアップハーベスタ、エレベーターワゴン、マニユアスプレッダ
	酪農専業 (つなぎ牛舎) 家族労働力 2人	酪農(つなぎ牛舎) 50頭 飼料畑 300a	1. 飼育方式は、つなぎ牛舎 2. キャリロボ付きパイプライン使用 3. TMR の給与 4. 牛群検定の実施と活用 5. ET 和牛子牛生産の導入(受精卵移植) 6. 雌雄判別精液の利用 7. 後継牛は、自家育成	搾乳牛舎(350㎡)、牛乳処理室、飼料調製室、管理室、分娩室、育成牛舎(92㎡)、乾草庫、堆肥舎(開放攪拌型通風)、汚水貯留槽、パイプラインキャリロボ付、バルククーラー、カッター、バークリーナー、温水器、TMR調製機(自走式)、カーフハッチ、送風機、ショベルローダー、ふん尿処理機械、

				<p>バキュームカー、トラック（2 t）、動力噴霧機 （以下 コントラクター利用の場合は不要） トラクター（48ps）、ロータリー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、プランター、ブームスプレーヤー、ロータリーモア、テッダーレーキ、カッティングロールベラー、ベールラッパー、ベールグリッパー、コーンハーベスタ、ピックアップハーベスタ、エレベーターワゴン、マニキュアプレッタ</p>
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>肉用牛繁殖専業 (30頭)</p> <p>家族労働力1.5人</p>	<p>繁殖牛専業 30頭</p> <p>飼料畑 130a 放牧地 300a</p>	<p>1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、5ヵ月間放牧</p> <p>2. 子牛は、自然哺乳育成</p> <p>3. ロールベラー利用による乾草・サイレーシ調製</p> <p>4. 矮性ネピアグラスの利用</p>	<p>牛舎(220㎡)、堆肥舎、乾草庫、牛舎付帯施設一式、カッター、電気牧柵、トラック、動力噴霧機</p> <p>(以下 コントラクター利用の場合は不要)</p> <p>トラクター(40ps)、ロータリー、マニユアスプレッター、プラウ、ライムソア、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、ディスクモア、テグダーレーキ、ロールベラー、バールラッパー、フロントローダー</p>
--	-------------------------------------------	---------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>肉用牛繁殖專業 (80頭)</p> <p>家族労働力 1人</p>	<p>繁殖牛 80頭</p> <p>飼料畑 350a</p> <p>放牧地 400a</p>	<p>1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、2ヵ月間放牧</p> <p>2. 超早期母子分離技術</p> <p>3. 自給飼料生産は、自家生産</p> <p>4. 矮性ネピアグラスの利用</p> <p>5. 雇用導入あり(1名)</p>	<p>牛舎(754㎡)、堆肥舎(箱型開放)、乾草庫、牛舎付帯施設一式、カーフケージ、カッター3台、ショベルローダー、トラック(2t)、電気牧柵(400a)、動力噴霧機2台</p> <p>(以下 コントラクター利用の場合は不要)</p> <p>トラクター、ロータリー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベラー、バールラッパー、バールグリッパー、マニユアスプレッター</p>
<p>肉用牛肥育專業(黒毛 去勢 200頭)</p> <p>家族労働力 2人</p>	<p>肉用牛肥育(黒毛) 200頭</p>	<p>1. 長崎型新肥育(前期粗飼料多給)方式</p> <p>2. 増体重視型(枝肉重量確保)</p> <p>3. 飼育方法は群飼育方式</p> <p>4. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止</p> <p>5. ふん尿は良質堆肥化し販売</p>	<p>肥育牛舎(2,016㎡)、乾草舎、堆肥舎、肥育牛舎付帯施設一式、トラック(1t)、ショベルローダー、カッター、牛衡器、削蹄保定枠、動力噴霧機</p>

	<p>肉用牛肥育専業（黒毛 去勢 300頭）</p> <p>家族労働力 2人</p>	<p>肉用牛肥育（黒毛） 300頭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長崎型新肥育（前期粗飼料多給）方式 2. 増体重視型（枝肉重量確保） 3. 飼育方法は群飼育方式 4. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 5. ふん尿は良質堆肥化し販売 6. 雇用導入あり（1名） 	<p>肥育牛舎（3,024 m²）、乾草舎、堆肥舎、肥育牛舎付帯施設一式、トラック（2t・1t）、ショベルローダー、カッター、牛衝器、削蹄保定枠、動力噴霧機</p>
	<p>肉用牛一貫経営専業</p> <p>家族労働力 2人</p>	<p>繁殖牛 50頭 肥育牛 70頭</p> <p>飼料畑 180a 放牧場 300a</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、5ヵ月間放牧 2. 超早期母子分離技術 3. ロールベラー体系による乾草、サイレージ調製 4. 長崎型新肥育（前期粗飼料多給）方式 5. 自家産子牛を雌・去勢別に早期肥育開始 6. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 7. 雇用導入あり（1名） 	<p>繁殖牛舎（374 m²）、肥育牛舎（1,728 m²）、乾草舎、堆肥舎、繁殖牛舎付帯施設一式、カーフェージ、カッター、電気牧柵（300a）、トラクター（40ps）、ロータリー、マニユアスプレッター、ライムソア、プラウ、ショベルローダー、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッターレーキ、ロールベラー、バールラッパー、トラック（2t）、牛衝器、削蹄保定枠</p>

	<p>養豚一貫 専業</p> <p>家族労働 力 3人</p>	<p>母豚 200 頭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育は繁殖、肥育一貫飼育体系 2. 繁殖豚はストール飼育・肥育豚は群飼育 3. 交配母豚は妊娠確認まで交配豚舎で飼養 4. 簡易隔離離乳施設の導入利用 5. 全頭人工授精利用 6. 飼料給与は自動給餌機使用 7. 糞は堆肥化处理、汚水(尿)は浄化处理 8. ベンチマーキングの導入 9. 雇用導入あり(2人) 	<p>繁殖豚舎(497㎡)、分娩豚舎、肥育豚舎(984㎡)、隔離豚舎、堆肥舎、汚水処理施設(回分式)、簡易離乳子豚舎(FRP)、ショベルローダ、自動給餌機(肥育豚および繁殖豚用)、分娩枠、スチームクリーナー、動力噴霧機、ガスブルーダ、換気扇、トラック(4t)、糞尿処理機械</p>
	<p>採卵鶏専 業</p> <p>家族労働 力 2人</p>	<p>80,000羽</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育は低床ウインドレス式、ケージ飼育 2. 飼料給与は自動給餌機利用 3. 光線管理(LED照明)による生産性向上 4. 集卵は自動集卵装置を装備 5. 洗卵、選別はGPセンターで実施 6. クーリングパッド利用 7. 雇用導入あり(2人) 	<p>成鶏舎(1,960㎡)、大すう舎(2,268㎡)、育すう舎(608㎡)、堆肥舎(開放・攪拌)、集卵舎、管理舎、成鶏舎内施設(自動給餌機、集卵機、除ふん装置)、育すう施設(電熱機械等)、大すう舎内施設(自動給餌機)、フォークリフト、ショベルローダ、トラック(2t)、鶏糞攪拌機、台秤、デビーカー、生ワクスプレー、移動コンテナ、動力噴霧機</p>

	<p>ブロイラー ー専業 (60,000羽)</p> <p>家族労働力 2人</p>	<p>ブロイラー 60,000羽</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開放型鶏舎、平飼い 2. 同一鶏舎一貫飼育方式 3. 回転率 4.7回転 4. 自動給餌機利用 5. LED照明 6. 雇用導入あり(0.5人) 	<p>鶏舎(3,780㎡)、管理舎、堆肥舎、自動給餌システム(ローレベル)、自動給水器(つり下げ式)、自動カーテン(温度比例式)、給餌箱、給水器、傘型ブルーダー、動力噴霧機、細霧装置、換気扇、送風機、制御盤、発電機、ショベルローダー、トラック(2t)、防鳥ネット</p>
	<p>ブロイラー ー専業 (170,000羽)</p> <p>家族労働力 3人</p>	<p>ブロイラー 170,000羽</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ウィンドレス鶏舎、クーリングパッド利用、平飼い 2. 同一鶏舎一貫飼育方式 3. 回転率 5.5回転 4. 自動給餌機利用 5. LED照明 6. ライヴカメラ 7. 出荷作業委託 8. 消毒ゲート設置 9. 雇用導入あり(2名) 	<p>鶏舎(9,360㎡)、管理舎、堆肥舎、消毒ゲート、空調システム、自動給餌システム(ローレベル)、自動給水器(つり下げ式)、給餌箱、給水器、傘型ブルーダー、ブロイラーシステム一式(データ収集用)、動力噴霧機、細霧装置、換気扇、送風機、制御盤、発電機、ショベルローダー、トラック(2t)</p>

2 営農類型ごとの経営規模、生産方式【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備
集落営農組織Ⅰ 労働力3人	経営面積 20ha 水稲 20ha たまねぎ(加工用) 2ha	1. 基盤整備地区の中山間地域で水稲+加工用野菜の集落営農 2. 水稲は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)、ロータリー、代かきハロー、ブロードキャスタ、育苗播種機、田植機(乗用5条)、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレヤ、トラック(2t)、たまねぎ移植機(歩行4条)、たまねぎ収穫機(歩行型)、ねぎ類剪葉機、たまねぎピッカー(歩行型)、サイドリジチャー
集落営農組織Ⅱ 労働力3人	経営面積 30ha 水稲 15ha 麦類 30ha 大豆 15ha	1. 基盤整備地区における集落営農 2. 水稲は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)、サブソイラー(2連)、ロータリー、中耕ローター、代かきハロー、ブロードキャスタ、施肥播種機、麦踏・鎮圧・施肥機、育苗用播種機、田植機(乗用5条)、汎用コンバイン、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレヤ、トラック(2t)

	集落営農組 織Ⅲ 労働力 4 人	経営面積 50ha 水稻 25ha 麦類 50ha 大豆 25ha	1. 基盤整備干拓等平坦 地域での集落営農 2. 水稻は移植栽培、緩 効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)2 台、サブソイラー(2 連)、ロータリー、中耕 ローター2 台、代かき ハロー2 台、ブロード キャスタ 2 台、施肥播 種機 2 台、麦踏・鎮圧・ 施肥機 2 台、育苗用播 種機、田植機(乗用 5 条)、汎用コンバイン、 自脱型コンバイン(5条 刈)、ブームスプレヤ、 トラック(2 t)2 台
	集落営農組 織Ⅳ 労働力 5 人	経営面積 30ha 水稻(なつほ のか) 5ha 水稻(にこま る) 5ha WSC 7ha 大豆 10ha 小麦 20ha 玉ねぎ(早出 し) 7ha 玉ねぎ(普通) 3ha	1. 基盤整備した地域で の集落営農 2. 水稻+麦類+大豆の土 地利用型+露地園芸 3. 集落営農における常 時雇用は構成員のオペレ ータを想定 4. 水稻は移植栽培、緩 効性肥料側条施肥 5. 高性能機械利用 6. 共同乾燥施設利用	貯蔵用ハウス(1,000 m ²)、トラクター (45ps・31ps)、サブ ソイラー(2 連)、ロータ リー、中耕ローター、 代かきハロー、ブロー ドキャスタ、施肥播種 機、麦踏・鎮圧・施肥 機、育苗用播種機、田 植機(乗用 5 条)、汎用 コンバイン、自脱型コ ンバイン(5 条刈)、コン バインベラー、ベー ルラッパー、ベールグ ラブ、ブームスプレヤ、 トラック(2 t)、玉ねぎ 移植機(歩行 4 条)、玉 ねぎ堀取機(トラクタ ー装着)、畦立てマルチ ャー、ねぎ類剪葉機、 溝堀機

集落営農組織V	経営面積 20ha	1. 基盤整備地区の中山間地域での集落営農 2. 水稻にアスパラガスの営農 3. 集落営農における常時雇用は構成員のオペレーターを想定 4. 水稻は移植栽培、側条施肥、一部緩効性肥料使用 5. 高性能機械利用 6. 共同乾燥施設利用	APハウス(5,000㎡)、トラクター(34ps)、ロータリー、代かきハロー、プロードキャスタ、育苗播種機、田植機(乗用5条)、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレヤ、トラック(2t)、コンバインベラー、バールラッパー、バールグラブ
労働力3人	水稻(つや姫・なつほのか) 10ha 水稻(酒米) 2ha WCS 7.5ha アスパラガス 0.5ha		

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

(省略)

(1) 経営管理の方法 (省略)

(2) 農業従事の態様

- ・ 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- ・ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ・ 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- ・ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ・ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ・ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- ・ 制度資金、補助事業等の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- ・ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- ・ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様

- ・ 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- ・ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

- ・ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- ・ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営においては、ヘルパー制度を有効活用する等、休暇の確保に努める。
- ・ 従事する人の健康や安全を確保するため、作業に適した作業装備(防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防除手袋等)を励行し、機械作業などの安全点検をする。
- ・ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(省略)

(第4へ移動)

- ・ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- ・ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・ 従事する人の健康や安全を確保するため、作業に適した作業装備(防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防除手袋等)を励行し、機械作業などの安全点検をする。
- ・ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に長崎県内で展開している優良事例を踏まえつつ、長崎県における主要な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は将来の地域における農用地の利用の集積に占める割合及び面的集積を目標として、第3表に掲げるとおりとする。

第3表 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める割合及び面的集積の目標

年 次	令和12年(2030年)
地 域	全 域
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%

<p>第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</p> <p>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方</p> <p>本県の特色ある優れた農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。</p> <p>このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。</p> <p>また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着に向けたサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。</p> <p>さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面から担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供等のサポートを行う。</p> <p>このほかに、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用し</p>	<p>面的集積の目標</p> <p>(新設)</p>	<p><u>農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------------------------------------

て省力的・効率的に農作業を行う農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、本県の農業を担う者の確保及び育成を図るため、県農林部に農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(1) 体制・運営方針

センターは、県農林部農業経営課（以下「農業経営課」という。）の課長を責任統括とし、事務局を県農林部農業経営課に設置する。なお、センター業務のうち、法第11条の11第1号に掲げる経営サポート業務の拠点を一般社団法人長崎県農業会議（以下「農業会議」という。）に設置し、同条第2号及び第3号に掲げる就農サポート業務の拠点を公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金（以下「担い手育成基金」という。）に置く。

センター運営については、県農林部及び関係団体で構成する運営会議において、年度業務計画の策定・決定、支援活動の進捗管理等を行い、公益財団法人長崎県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）、長崎県農業協同組合中央会、株式会社日本政策金融公庫等の伴走機関及び地域支援チーム（振興局、市町、農業関係団体、地域就農支援センター、市町担い手育成総合支援協議会等で構成）が相互に連携し、農業を担う者のサポートを行う。

(2) 業務

センターが行う主な業務は次のとおりとする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 農業経営の法人化・経営継承・就農定着・経営改善等の課題解決のための相談対応と支援チームによる伴走支援等及び専門家派遣
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動・相談対応
- ④ 就農希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整、就農に必要な施設・機械・農地等の確保支援

3 県が主体的に行う取組

農業を担う者の確保及び育成を図るための県が主体的に行う取組及び支援は次のとおりとする。

- ① 県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、センターと連携して、県の農業の魅力、市町・地域毎の受入体制、具体的な生活のイメージ等について、様々なメディアを活用した PR 活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- ② 県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。
- ③ 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、地域支援チームと連携して計画的に巡回指導等を行う。
- ④ 県は、農業大学校において実践的な研修教育指導等や地域の就農研修の支援を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に添ったきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

センターは、県農林部、市町、農業会議、農業振興公社、担い手育成基金、長崎県農業協同組合中央会、県労働局、県公共職業安定所、集落等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、青年農業者確保育成活動等を推進する。

なお、各機関の役割分担は次のとおりとする。

- ① 市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ② 農業会議は、センターの経営相談窓口や専門家派遣の支援等といった経営サポート業務の一部を担うとともに、企業の農業参入の相談窓口業務や県担い手育成総合支援協議会の事務局として各種研修会の実施などを支援する。
- ③ 農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の研修・指導を

行うとともに、必要に応じて施設等の貸与などの支援を行う。

④ 農業振興公社、市町、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

⑤ 担い手育成基金は、農業に関心がある者への就農相談対応や就農研修機関との連携、就農希望者の施設・機械・農地等の確保支援、青年農業者の確保・育成等を行う。

⑥ センターの伴走機関は、各機関の専門分野において、センター運営をサポートする。

⑦ 個々の集落（地域計画の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

⑧ 農業支援サービス事業体の活用に関し、市町は、農業支援サービス事業体に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農業支援サービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。

⑨ 就農等希望者への支援や新規就農者のフォローアップを行うため、振興局、市町、農業関係団体が連携する地域就農支援センターを各地域に設置する。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

地域就農支援センターは、区域内の就農受入組織（協議会、農協等）と連携し、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を（センターが指定する様式で）整理し、県及びセンターに情報提供する。

センターは、地域就農支援センターから提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。

センターは、就農希望者（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し

紹介する。

センター及び地域就農支援センターは、就農希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。

振興局、市町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及びセンターに情報提供するとともに、センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等の伴走機関と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(第3から移動)

県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図ることとする。

上記第2に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は将来の地域における農用地の利用の集積に占める割合及び面的集積を目標として、第3表に掲げるとおりとする。

第3表 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める割合及び面的集積の目標

年 次	令和12年(2030年)
-----	--------------

地 域	全 域
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	82%
面的集積の目標	<u>農地中間管理機構を軸としながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農地利用の連坦化や団地面積の増加を図ることにより、面的集積の割合が高まるように努める</u>

(削除)

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

第2で示す営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、第3で示すこれらの経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標を達成するためには、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、関係各課、振興局、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を充実強化するとともに、県内の関係団体と長崎県担い手育成総合支援協議会、長崎県農業経営者サポート協議会との間で十分な連携を図り、利用権設定等促進事業を推進することで、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して農用地の利用集積及び面的集積、その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の有効期間の満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営体の確保及び育成とこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標を達成するため、地域の特性に応じた取組を行っていく。

このため、県は、センター、市町、農業委員会、農業会議、農業振興公社、長崎県農業協同組合中央会、長崎県土地改良事業団体連合会等関係団体との連携のもとに、農地集積・集約化の取組については農地中間管理事業を、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成の取組については、農業経営改善計画認定制度の推進、認定農業者への支援及びセンターの事業等を柱として、農業経営基盤強化促進のための措置を講ずる。

なお、法19条に定める地域計画は、県段階の推進方針決定や進捗管理を実施するために、県、農業会議、農業振興公社、長崎県農業協同組合中央会、長崎県土地改良事業団体連合会を構成員とする長崎県地域計画推進連絡協議会を設置する。地域段階では、進捗管理、課題整理のため、市町、農業協同組合、振興局等を構成員とする地域別地域計画推進連絡会議を設置する。また、市町段階では、地域計画案や目標地図の案、協議の進め方等を協議するため、市町、農業委員会、振興局、農業協同組合、農業振興公社等を構成員として、市町地域計画推進チームを設置する。

(1) 利用権の設定等

利用権の設定等については、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、農用地の利用集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

利用権の設定等を中心に農地流動化の推進によって、担い手への農地集積・集約化を図っていくこととするが、農地が未整備であることや担い手不足などから、土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難な地域においては、農作業受委託など地域の実情に即した集落営農活動の育成・展開により、効率的な作業単位の形成等を図る。

また、農地の集団化による労働時間や生産コストの低減を図るため、地域段

(一部、第4から移動(内容一部変更) 一部新設)

(第5へ移動)

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、農用地の利用集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

利用権設定等を中心に農地流動化の推進によって、担い手への農地集積を図っていくこととするが、農地が未整備であることや担い手不足などから、土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難な地域においては、農作業受委託など地域の実情に即した集落営農活動の育成・展開により、効率的な作業単位の形成等を図る。

また、農地の集団化による労働時間や生産コストの低減を図るため、集落段

階での土地利用調整機能を強化し、農地整備を契機とした利用権設定等の推進により、地域の担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積を促進するため、地域担い手育成総合支援協議会と連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、その活動の充実強化を図る。

(3) 農業経営改善計画認定制度の推進と認定農業者への支援

農業経営の改善を計画的に進めようとする農業経営体や新たに農業参入する者のうち、将来経営発展が見込まれる者に対して、関係市町と連携して農業経営改善計画認定制度の周知を図り、農業経営改善計画の策定に関する適切な支援等を行う。

また、経営改善計画の期間内には、計画の達成に資するために適切な支援を行う。

さらに、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、関係市町と連携しながら当初計画の実績結果の点検・評価を実施し、計画達成者にはさらなる向上に資するための新たな計画作成の支援を実施する一方、計画未達成者には要因分析・課題解決方法の検討を行い、これらを反映した新たな計画の作成に向けた支援を行う。

(4) センターによる支援

センターは新規就農者やその他支援が必要な農業経営体に対して適切な支援を行っていく。なお、課題を抱える経営体に対しては専門家や伴走機関との連携のもと必要な支援を行う。

階での土地利用調整機能を強化し、農地整備を契機とした利用権設定等の推進により、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積を促進するため、地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、農用地利用改善団体の設立の促進に努めるとともに、その活動の充実強化を図る。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織としての特定農業法人及び特定農業団体の設立を推進する。

(第4から移動(内容一部変更))

(新規)

(5) 農業農村整備事業

農地の基盤整備事業は、生産性の高い農業を実現するための重要な役割を担っており、今後とも関係市町や団体と連携して推進を図る。特に、産地づくりとの一体的な推進に努めるとともに、平場地域における大区画化や中山間地域における省力化など、地域の実情に即した基盤整備を推進する。

また、集団化した農用地の高度利用を図るため、集落段階での土地利用調整を担う組織を育成するとともに、農地の基盤整備を契機とした利用権の設定や農作業受委託等の推進により、担い手への農用地の集積を促進する。

第6 農地中間管理事業の実施に関する事項

(1) 農地中間管理事業の推進

農地の貸借については、農業振興公社が実施する農地中間管理事業の活用を優先させ、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等による農用地利用の効率化により、農業生産性の向上を図る。

(2) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、

(第 4 から移動)

(第 6 へ移動)

2 農地中間管理事業の実施に関する事項

(1) 農地中間管理事業の推進

農地の貸借については、(公財)長崎県農業振興公社が実施する農地中間管理事業の活用を優先させ、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等による農用地利用の効率化により、農業生産性の向上を図る。

(2) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人長崎県農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、農

社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
エ アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(第4から移動)

(削除(法改正を反映した内容で第3に記載))

地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。

エ ウに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 農業農村整備事業

農地の基盤整備事業は生産性の高い農業を実現するための重要な役割を担っており、今後とも一層強力に推進する。特に、産地づくりとの一体的推進に努めるとともに、平場地域における大区画化や中山間地域における省力化など、地域の実情に即した基盤整備を推進する。

また、集団化した農用地の高度利用を図るため、集落段階での土地利用調整を担う組織を育成するとともに、農地の基盤整備を契機とした利用権の設定や農作業受委託等の推進により、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページやSNSなどを活用し、積極的に情報発信する。

また、大都市圏や県内各市町において、就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(2) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や施設の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就業について、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

(3) 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践により習得できる新規就

農に向けた研修を支援する他、農業教育の拠点として、県立農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(4) 県内の関係機関の役割分担

県は、公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金を長崎県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として、就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得については育成センター及び県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては振興局、市町、農業協同組合等関係機関で構成する地域就農支援センター及び技術力・経営力に優れた認定農業者や農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(5) その他の取組

中長期的な取組として、若者の農業・農村への理解を醸成するために、高校生を対象とした農業技術習得等のセミナーを実施するとともに、地元の農家による出前授業等の開催を支援する。

また、農業が高校・大学生等の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。

(6) 定着に向けた取組

市町が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用、振興局による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(7) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な

農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町・農業委員会・振興局・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(8) 地域における推進体制の整備

市町段階に設置された担い手育成総合支援協議会を中心に関係機関・団体が一体となった推進体制を整備し、指導機能の強化と総合化を図る。特に、地域農業の将来方向と担い手として育成すべき経営体、将来の農地利用のあり方など、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家等）との役割分担を明確化出来るよう、集落段階における徹底した話し合いが図られるよう努める。また、自らの創意工夫に基づき、経営改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）の作成に関し適切な指導を行うとともに、農業経営改善計画達成のために必要な研修等を実施する。

さらに、農業生産法人の設立や円滑な運営にむけた指導体制を整備する。